

外貨普通預金 商品概要説明書

ご利用いただける お客さま	当社の円普通預金口座（決済用預金口座を含みます）をお持ちで 書面等を電子交付することにご同意いただいているお客さま ● ただし、個人のお客さま（個人事業主を除きます）につき ましては、満20歳以上に限ります。
取扱通貨	米ドル、豪ドル、カナダドル、スイスフラン、ユーロ、英ポンド、 NZドル、南アランド
利用時間	1. 取引可能時間 原則、月曜 7:00～土曜 6:55 （米国サマータイムは、月曜 7:00～土曜 5:55） 2. 当社所定のシステムメンテナンス処理により、外貨普通預金口 座でのお取引がご利用いただけない場合があります。
預入単位	1 通貨単位以上 1 補助通貨単位
注文上限	1 回当たりの注文上限は 10 万通貨とします。
預入限度額	定めはありません。
預入期間	定めはありません。
預入方法	お客さまの円普通預金口座からの振替による預入れとなります。 ※振替は円から外貨を買い付ける方法によって行います。
払戻方法	お客さまの円普通預金口座に入金します。 ※入金する前に外貨を売却し円に戻します。
振替時の端数処理	円普通預金口座から外貨普通預金口座への預入れ、または外貨普 通預金口座から円普通預金口座への払戻しの場合、以下のとおり 取扱います。 【預入】 引落円貨額は 1 円未満の端数を切上げ、預入外貨額は 1 補助通貨 単位未満の端数を切捨てます。 【払戻】 入金円貨額は 1 円未満の端数を切捨て、払戻外貨額は 1 補助通貨 単位未満の端数を切上げます。
適用金利	当社ウェブサイトに通貨ごとに表示する外貨普通預金金利が毎日 適用されます（変動金利）。 適用金利は金融情勢に応じて変更します。
利息計算方法	毎日の最終残高について付利単位を 1 補助通貨単位とし、当社所 定の外貨普通預金利率によって 1 年を 365 日とする日割計算とし ます。

	1 補助通貨単位未満の端数は切捨てます。																		
利息支払方法	毎月末に決算を行い、翌月初に本預金に組入れます。																		
為替手数料	<p>外国為替取引（外貨の買付・売却）においては、以下の為替手数料をご負担いただきます（1 通貨単位あたり、片道）。ただし、取引レートには為替手数料が含まれており、別途お支払いいただく必要はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通貨</th> <th>為替手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル</td> <td>1 米ドルあたり最大 4 銭</td> </tr> <tr> <td>豪ドル</td> <td>1 豪ドルあたり最大 30 銭</td> </tr> <tr> <td>カナダドル</td> <td>1 カナダドルあたり最大 30 銭</td> </tr> <tr> <td>スイスフラン</td> <td>1 スイスフランあたり最大 40 銭</td> </tr> <tr> <td>ユーロ</td> <td>1 ユーロあたり最大 20 銭</td> </tr> <tr> <td>英ポンド</td> <td>1 英ポンドあたり最大 30 銭</td> </tr> <tr> <td>NZ ドル</td> <td>1NZ ドルあたり最大 30 銭</td> </tr> <tr> <td>南アランド</td> <td>1 南アランドあたり最大 14 銭</td> </tr> </tbody> </table>	通貨	為替手数料	米ドル	1 米ドルあたり最大 4 銭	豪ドル	1 豪ドルあたり最大 30 銭	カナダドル	1 カナダドルあたり最大 30 銭	スイスフラン	1 スイスフランあたり最大 40 銭	ユーロ	1 ユーロあたり最大 20 銭	英ポンド	1 英ポンドあたり最大 30 銭	NZ ドル	1NZ ドルあたり最大 30 銭	南アランド	1 南アランドあたり最大 14 銭
通貨	為替手数料																		
米ドル	1 米ドルあたり最大 4 銭																		
豪ドル	1 豪ドルあたり最大 30 銭																		
カナダドル	1 カナダドルあたり最大 30 銭																		
スイスフラン	1 スイスフランあたり最大 40 銭																		
ユーロ	1 ユーロあたり最大 20 銭																		
英ポンド	1 英ポンドあたり最大 30 銭																		
NZ ドル	1NZ ドルあたり最大 30 銭																		
南アランド	1 南アランドあたり最大 14 銭																		
為替変動に伴うリスク	外貨預金には為替変動リスクがあります。外貨預金の預入時（円貨から外貨）より、払戻時（外貨から円貨）の為替相場が円高になる場合、または為替相場にまったく変動がない場合でも、往復の為替手数料がかかるため、払戻時の円換算額が預入時の円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。																		
カントリーリスク	新興国通貨である南アランドは、他の各通貨と比較して政治・経済・社会情勢・市場環境の変化、また金融政策の変更などによって、流動性の低下、市場機能の低下および通貨価値の大幅な変動の可能性があり、金利の大幅な見直しや新規お取引の停止、または払戻しの停止をする場合があります。新興国通貨のお取引にあたっては、これらのリスクがある点をご理解のうえ、お取引ください。																		
税金	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人のお客さま： <ul style="list-style-type: none"> 【利息】 20.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含みます）、地方税 5%）の税率により源泉徴収されます（源泉分離課税）。マル優の取扱いはありません。 【為替差益】 総合課税（雑所得として確定申告が必要）が適用されます。ただし年収 2,000 万円以下の給与所得者で、給与所得および 																		

	<p>退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間 20 万円以下の場合には申告不要です。</p> <p>※為替差損は、黒字の雑所得から控除できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人事業主のお客さま： <ul style="list-style-type: none"> 【利息】 20.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含みます）、地方税 5%）の税率により源泉徴収されます（源泉分離課税）。マル優の取扱いはありません。 【為替差益】 法人税の課税所得に含まれますので、法人税の確定申告が必要となります。 ● 法人のお客さま： <ul style="list-style-type: none"> 【利息】 利息に対して 15.315%（国税 15.315%（復興特別所得税を含みます））の税率により源泉徴収されます。 【為替差益】 法人税の課税所得に含まれますので、法人税の確定申告が必要となります。 ● 詳しくは、お客さまご自身で税務署または公認会計士、税理士にご相談ください。
取引明細	通帳およびステートメントの発行はありません。残高および取引明細は当社ウェブサイトでご確認ください。
預金保険制度	預金保険の対象ではありません。
当社が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>